飯能市と民間事業者との公民連携の基本方針

１　はじめに

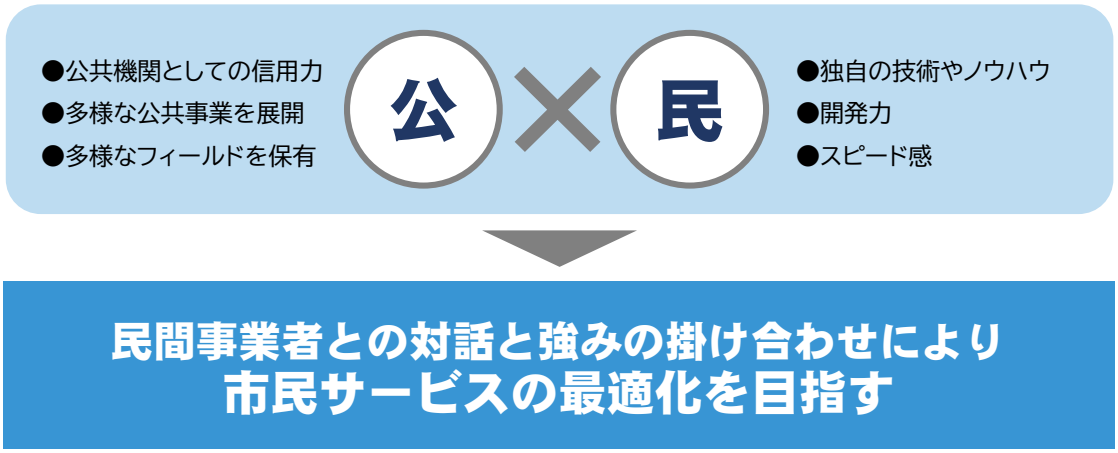
日本の少子高齢化は、総人口の減少と高齢化率の上昇という２つの側面から進行しており、総人口の約 30％を高齢者が占め、この状況が今後さらに加速し、労働力となる生産年齢人口の減少が深刻化し、経済規模の縮小や医療・介護・年金などの社会保障費の拡大などの問題が国の持続可能性を揺るがしています。

こうした中、本市ではこれまで、指定管理者制度や民間委託の拡充、市有資産に関する民間事業者提案制度の創設などにより限られた行政資源の有効活用を図り市民サービスの満足度向上や地域活性化に取り組んできました。しかし、今後一層厳しくなる財政状況を打開していくためには、市の考え方を抜本的に見直し、民間のノウハウを最大限活用するため民間事業者との連携を深化させることが不可欠です。

そのため、本方針を策定し、持続可能なまちづくりに向けて民間のビジネス活動を市民のためにどう役立てるかを追求します。

２　市と民間事業者との公民連携の基本方針

「将来世代に負担を先送りする状況を回避し、限りある財源の中で持続可能な行政運営の仕組みを確立し、あらゆる分野で民間事業者と行政が対話を重ね、それぞれの強みを掛け合わせ、市民サービスの最適化を目指します。」

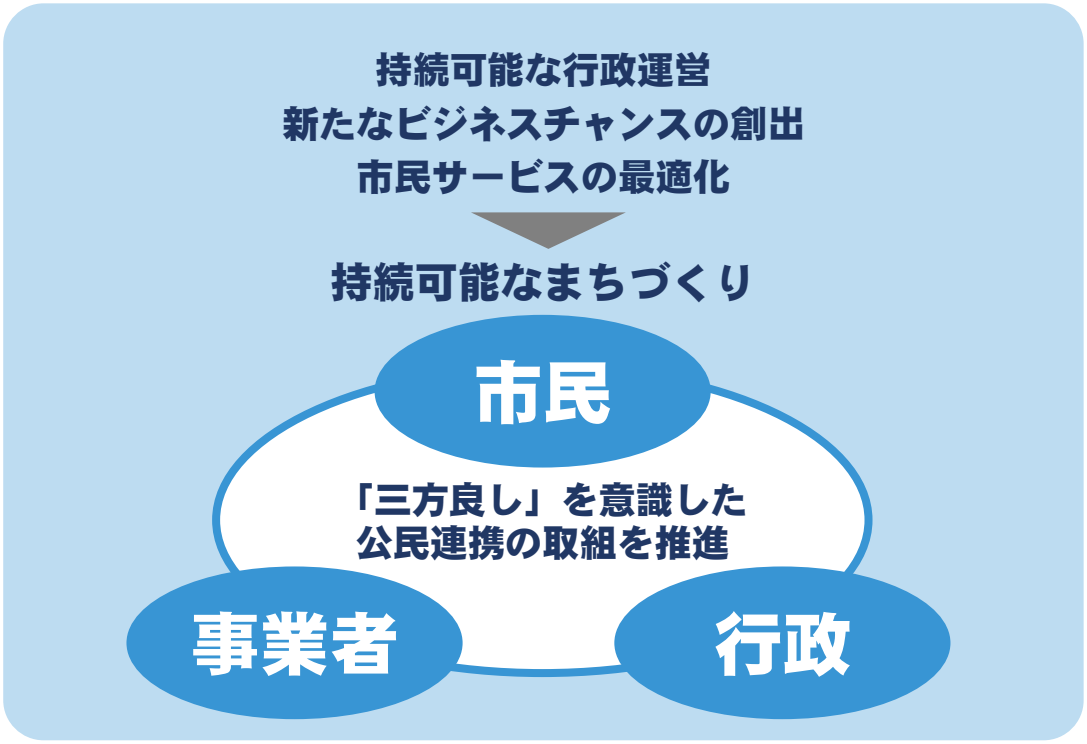


[1] 公民連携（Public Private Partnership、PPP、官民連携ともいう。）は、官と民が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る概念や手法などを総称したものです。

なお、本方針では、「官・民」は主体を表すもの、「公・私」は行動や目的を表すものと整理し、公共性を確保しつつ、公益性を向上させるために民が力を発揮する仕組みという意味で、「官民連携」ではなく「公民連携」という呼称を用います。

3　飯能市が目指す公民連携の姿

公民連携の取組では、「市民良し、民間事業者良し、行政良し」のいわゆる『三方良し』の実現を目指します。



持続可能な行政運営

・将来世代に負担を先送りする状況を回避
・あらゆる分野で民間事業者とのパートナーシップを構築
・公民連携により生み出した人的・財政的資源を強化施策へ再分配

新たなビジネスチャンスの創出

・行政の資源と民間事業者のアイデア・ノウハウを最大限に活用し事業を構築
・公共的課題の解決に貢献するビジネスモデルの構築による企業価値の向上

市民サービスの最適化

・サービス水準の向上
・効率的、効果的、持続的なサービス提供
・地域活性化の推進

４　公民連携に対する市の責務

⑴　対等な対話

・課題を提示し、民間事業者からのアイデアを積極的に受け入れるとともに、「できる」を増やすよう対話を重ね、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

・民間事業者のアイデア、ノウハウ、技術等は、民間事業者の重要な経営資源であることを認識し、保護すべき情報について協議し、知的財産として適切な保護に努めます。

⑵　チャレンジ

・前例踏襲や過度なリスク回避が、持続可能性や市民サービスを硬直させている可能性があることを念頭に、チャレンジ精神をもって積極的に公民連携に取り組みます。

・多様化する課題の対応に向けた公民連携の可能性を探るため、民間事業者との対話の機会を積極的に活用します。

・必要に応じ、一部の業務や限定的な範囲での「実験」を試行し、効果を検証することで大きなチャレンジにつなげます。

⑶　目標共有

・公民連携の取組を持続させるため、目標を共有し、民間事業者との対話を通じてお互いのメリットを見出し、互恵的な関係（Win-Win の関係）を築きます。

５　公民連携の深化に向けた取組

⑴　民間提案の積極的な受入れ

①「サウンディング型市場調査」

市が実施を検討あるいは計画している事業等（活用を検討している資産を含む）について、事業構想段階から民間事業者との対話を通じて広く意見やアイデア等を求め、可能性や市場性等を把握するサウンディング型市場調査を必要に応じて実施します。

②「トライアルサウンディング（社会実験)」

民間提案を積極的に受入れする上で、その効果や課題などを導入の前に把握する機会としてトライアルサウンディング（社会実験）を必要に応じて実施します。

③「民間提案制度」

既に導入している市有資産に関する民間事業者提案制度に加え、対象範囲を全ての行政分野における事務事業等に拡大し、民間事業者の主体的な発意による市民サービス向上や業務効率向上などを加速化させるため、新

たに「随意契約保証型民間提案制度」を導入します。

なお、随意契約保証型民間提案制度に基づき提案された事業は、提案内容に民間事業者の知的財産、独自のノウハウ等が含まれているものであることから、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号[2] に基づき、当該提案を行った民間事業者との随意契約によることを原則とします。

④「包括的民間委託」

包括的民間委託を積極的に導入し、行政が民間事業者に複数の公共施設や業務を一括して複数年で委託することで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、事業の効率化と質の向上、行政負担の軽減、市民サービスの改善を図ります。

⑵ 公民連携の深化を支える横断的ノウハウ共有と人材育成

公民連携を持続的に推進していくため、各取組で得られた知見や成果を庁内で共有し、次の取組へと生かす仕組みを整えます。

また、職員一人ひとりが公民連携の意義を理解し、実践力を高められるよう、研修や実践の場を通じて意識改革・知識習得・スキル向上を図り、民間事業者と対等なパートナーシップを築ける体制を強化します。

⑶ 公民連携の効果の最大化

公民連携の効果を最大化する要因についての学術的な研究[3] を参考に、市は目的設定の誤り、役割分担の不適切な設定、競争の不十分さ、募集要項と実際の意図とのずれ、契約不履行などの問題点に留意し、最大の効果が得られるように努めます。

[2] 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」。

この規定は、契約の性質または目的が競争入札に適さない場合に、随意契約が適用されることを定めており、提案された内容に民間事業者の知的財産や独自のノウハウが含まれているため、特定の事業者以外が提供できない、または提供が難しいとの判断によります。

[3] 根本祐二（2011）「PPP 研究の枠組みについての考察.」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第 2 号。左記では「PPP の失敗」を ①目的設定の失敗、②アンバランスの失敗、③非競争の失敗、④メッセージの失敗、⑤ガバナンスの失敗に類型化し分析しています。なお、ここで言う「失敗」とは、最適な状態からかい離した状態であり、事業の破たんを指すものではないとされています。